

射水市建設工事等に関する情報共有システム試行要領

（目的）

第1条 この試行要領は、ASP方式の情報共有システム（以下「システム」という。）を利用することによって、本市が発注する工事の業務効率化等を図るため、システム利用の試行に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定める。

（1）情報共有システム

受発注者間での書類・協議事項の共有やスケジュール調整及び発注者における書類の電子管理や電子決裁等の機能を備えたものをいう。

（2）ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式

情報共有システム提供者が、ネットワーク（インターネット等）経由で情報共有システムの機能を提供する方式をいう。

（対象工事）

第3条 対象工事は、本市が発注するすべての工事で受注者が希望する場合のみ適用する。その際に別紙「情報共有システム試行事前協議チェックシート」を用いて受発注者間で協議を行い、双方の合意を図るものとする。

（システム）

第4条 システムの利用は、次の各号のとおりとする。

（1）使用するシステム

使用するシステムは、国土交通省が定めた機能要件に対応するものを標準とする。なお、使用するシステムの決定については、受発注者協議により決定するものとする。

（2）契約

システム提供者との契約は、受注者が行う。

（3）費用負担

システムの利用に係る経費は、共通仮設費に含まれている。

（対象書類及び実施内容等）

第5条 情報共有システムで対象とする書類及び実施内容については、契約後、別紙「情報共有システム試行事前協議チェックシート」により受発注者間で協議を行い決定するものとする。

（電子納品、検査、成果品）

第6条 電子納品・検査・成果品については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）〔土木工事編〕及び富山県電子納品運用ガイドライン（案）〔建築工事編〕に基づき、実施するものとする。

（その他）

第7条 システムにおける帳票について、本市で定める様式と異なる部分があっても、そのまま使用できるものとする。

2 この試行要領に定めのない事項に関しては、「情報共有システム試行要領」（富山県土木部）を準用するほか、受発注者で協議し定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

協議日	令和 年 月 日		
工事名			工事番号
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
	発注者		受注者
所属	(所属名)	(会社名)	
情報共有システム 利用者氏名 ID	☐ 監督員（主務）		☐ 現場代理人
	ID		ID
	☐ 監督員（副主務）		☐ 主任（監理）技術者
	ID		ID
	☐ 係長		☐
	ID		ID
	☐ 課長補佐		☐
	ID		ID
	☐ 課長		☐
	ID		ID
	☐ 工事検査員		☐
	ID		ID
	☐		☐
	ID		ID
	☐		☐
	ID		ID
情報共有に関する協議事項			
試行の内容	☒ 各種書類の共有		
	対象書類		
	☒ 施工計画書		必須
	☒ 工事打合簿		
	☐ 工程管理資料		
	☐ 品質管理資料		
	☐ 出来形管理資料		
	☐ その他（ ）		
	☐ その他（ ）		
	☐ 現場写真の共有		
	☐ 工程情報、スケジュールの共有		
	☐ ワークフロー機能（電子決裁ができる機能）の利用		
	☐ 図面の共有		
	☐ 電子納品成果の作成		
	☐ その他（ ）		
	☐ その他（ ）		